

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

☞ 電話加入権の取扱い

Q : NTTが施設設置負担金を72,000円から36,000円に値下げするようですが、電話加入権の取扱いはどうなりますか？

A : 現段階では、今までどおり非減価償却資産として取り扱われるようです。

【解説】

先日行われた情報通信審議会の答申で、施設設置負担金の段階的な引下げや廃止を含めた見直しが容認されたことから、NTTが施設設置負担金を廃止するのではと注目されていましたが、NTTでは「来年3月1日以降、新たに電話加入権を取得するために支払う施設設置負担金は72,000円から36,000円に値下げする」として値下げをするにとどまることとなりました。

施設設置負担金が廃止になれば、電話加入権の取り扱いが変わるのではと言われていたのですが、税務当局では、施設設置負担金の無料化がされたわけではないので、現段階ではこれに関連する制度上の見直しを具体的に講じる必要はないとしています。

したがって、現行の非減価償却資産としての位置づけは変わらず、新規加入料が値下げされたことや将来の廃止が予想されること、市場価格が下落していることをもって評価損を計上することは認められませんのでご注意ください。

電話加入権の取扱いの見直しは、平成17年3月1日以降、資産としての譲渡性が無くなったと判断されるようになってからのこととなりそうです。

